



相続、配偶者に居住権 通常国会に改正案

1980年以來の民法の相続分の見直しが進められています。

夫婦で住んでいた家が遺産に含まれる場合、所有権と切り離す形で、配偶者が終身か一定期間の居住権を取得し、建物を登記することを可能とします。配偶者の遺産取り分は原則全体の2分の1ですが、家については土地・建物の評価額よりも安い居住権だけを相続することにより、その分、預貯金など他の遺産が多く分配されることとなります。

高齢の配偶者の住む場所と生活資金の安定的な確保が狙いです。子供が家の所有権を受け継ぎ売却してしまったとしても、居住権があるうちは住み続けることができます。

遺産分割が終了するまで、配偶者が無償で家を使用できる短期居住権も設けられます。婚姻期間が20年以上の夫婦の場合、配偶者が生前贈与や遺言で与えられた家は、相続人が遺産分割で取り分を計算する際の対象から除外する案も盛り込まれました。

遺言の新たな制度も創設されました。自筆証書による遺言は、全文、日付、氏名を本人自身が書くよう定められていますが、財産を一覧にした目録に限り、パソコンなどで作成したものを添付できるようになります。

また現行では、自筆証書遺言は弁護士に預けるか自分で保管する必要がありますが、案では法務局での保管を可能とし、紛失や改ざんといったトラブルを防げるようになります。

故人の看護などで遺産維持に貢献があった相続人以外の親族が、相続人に一定の金銭を請求できる制度も設けられる予定です。

夫死亡

	妻	子
現行 改正案	家 2000万円	その他の財産 2500万円
	居住権を1000万円と評価 1500万円 生活費を確保しやすく	所有権を1000万円と評価 1500万円

遺産分割とは

無くなった人の財産を複数の相続人で分配する制度。通常、遺言があればそれに基づき分けられる。遺言がなかったり、記載されていない財産が見つかったりした場合は、相続人が話し合って受け取り分を決める遺産分割の協議を行う。民法には、配偶者の相続分を2分の1とするといった法定相続が定められているが、必ずしも従う必要はない。ただ、相続人全員が合意しないと成立せず、話し合いがまとまらなければ、家裁に調停や審判を申し立てる。

平成30年1月17日静岡新聞より

セミナーへのご参加ありがとうございました!



平成30年1月20日(土)9:30~ プレスタワー17階(浜松市中区旭町11-1)にて(一社)しずおか民事信託推進協会主催 当社協賛のセミナーを開催致しました。定員を上回るお客様にご参加いただき、大盛況となりました。今回は「長生きリスクってなんだろう?今さら聞けない!後見制度活用術」でした。全4回のシリーズで開催して参りますので、また次回もぜひご参加ください!! ありがとうございました。

ウイスタリア
WISTARIA 完成現場見学会

平成30年2月18日(日)～19日(月)10:00～16:00



浜松市東区大蒲町110-1



日頃より弊社工事にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。この度、上記の日程で「WISTARIA(ウイスタリア)」完成現場見学会を開催致します。KONOIKEがお届けする土地活用の実例をぜひご覧ください！

Valentine's
Day

しずおかFPサービス column

相続に関する法律が変わるかも

現在、相続に関する民法の改正が検討されていることをご存知でしょうか？

法制審議会の相続部会が、民法の改正する要綱案をまとめました。政府は1月22日開催の通常国会に民法改正案を提出しています。

改正案の主な内容は相続が起きた場合の配偶者の保護ですが、自分で書く遺言に関する規定の改正も注目ポイントです。主には次の2つが改正点になります。①方式の緩和

これまで全てを手書きで書くことが要求されていましたが、財産目録についてはパソコン等で作成したものでOKになります。

②保管制度の創設

法務局で遺言を保管する制度が創設されます。遺言の存在後で判明して相続のやり直しになったり、遺言を変造されたりするリスクを減らします。

今回の通常国会は民法の改正に注目ですね。

参考：
法制審議会民法(相続関係)部会第26回会議(平成30年1月16日)開催資料
<http://www.moj.go.jp/content/001246034.pdf>

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>